⑵　特別会計

「財政法」（昭22法34）第13条第２項においては、

(I)　特定の事業を行う場合、

(II)　特定の資金を保有してその運用を行う場合、

(III)　その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合

に限り、法律により特別会計を設置するものとされている。

27年度においては、「森林国営保険法等の一部を改正する法律」（平26法21）に基づき、森林保険特別会計を廃止した。その結果、28年度においては、特別会計の数は次の14となっている。

（特別会計一覧）

・交付税及び譲与税配付金特別会計（内閣府、総務省及び財務省）
・地震再保険特別会計（財務省）
・国債整理基金特別会計（財務省）
・外国為替資金特別会計（財務省）
・財政投融資特別会計（財務省及び国土交通省）
・エネルギー対策特別会計（内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省）
・労働保険特別会計（厚生労働省）
・年金特別会計（内閣府及び厚生労働省）
・食料安定供給特別会計（農林水産省）
・国有林野事業債務管理特別会計（農林水産省）
・貿易再保険特別会計（経済産業省）
・特許特別会計（経済産業省）
・自動車安全特別会計（国土交通省）
・東日本大震災復興特別会計（国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）

各特別会計の経理する内容は、それぞれ異なるものであるが、28年度予算における各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、約403.9兆円である。このうち、会計間の取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、約201.5兆円である。

この約201.5兆円には、国債償還費等約92.2兆円（27年度当初予算比1.8兆円増）、地方交付税交付金等（地方譲与税等を含む。）約18.4兆円（同0.9兆円減）、財政融資資金への繰入16.5兆円（同2.5兆円増）、社会保障給付費約65.8兆円（同3.2兆円増）が含まれており、純計額よりこれらを除いた額は約8.6兆円となっている。さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費約2.9兆円（同0.4兆円減）を除いた額は、約5.7兆円となり、27年度当初予算額に対して約0.2兆円の増加となっている。

純計額の主な内訳を含め、以上を整理すれば次のとおりである。

	28年度（億円）	27年度（億円）
特別会計歳出総額	4,038,517	4,035,529
特別会計の会計間取引額	677,234	666,899
特別会計内の勘定間取引額	255,182	252,229
一般会計への繰入額	218	2,600
国債整理基金特別会計における借換償還額	1,091,144	1,162,986
純計額	2,014,738	1,950,815
i　国債償還費等	922,143	903,646
ii　地方交付税交付金等	184,032	192,938
iii　財政融資資金への繰入	165,000	140,000
iv　社会保障給付費	657,825	626,246
上記i～ivを除いた純計額	85,736	87,985
v　復興関連経費	28,557	32,396
上記i～vを除いた純計額	57,179	55,588

（注）27年度の計数は当初予算額である。

上記14特別会計のうち主なものについて概説する。

①　交付税及び譲与税配付金特別会計

この会計は、地方交付税及び地方譲与税（地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、特別とん譲与税及び地方法人特別譲与税を総称する。）の配付に関する経理を明確にするために設けられたものである。

また、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補塡する地方特例交付金についても、この会計に計上することとしている。

28年度の主な内容は、次のとおりである。

(イ)　地方交付税交付金の財源に充てるため、歳入については、①28年度の所得税及び法人税の収入見込額の100分の33.1に相当する額99,988億円、酒税の収入見込額の100分の50に相当する額6,795億円並びに消費税の収入見込額の100分の22.3に相当する額38,323億円の合算額145,106億円から、20年度及び21年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭25法211）に基づき28年度分の交付税の総額から減額することとされている額1,811億円を控除し、②同法等に基づき28年度分の交付税総額に加算することと定められている額5,536億円及び特例加算額2,747億円を加算した額151,578億円を一般会計から受け入れ、財政投融資特別会計投資勘定から「地方公共団体金融機構法」（平19法64）に基づき同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として2,000億円を特例として受け入れるほか、地方法人税の税収の全額6,365億円を受け入れ、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として3,478億円を受け入れることとしている。なお、これに加えて324,173億円を財政融資資金及び民間から借り入れることとしている。歳出については、①28年度分の地方団体に交付する地方交付税交付金として157,837億円（うち、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について措置する震災復興特別交付税3,478億円）、②借入金及び一時借入金の利子支払額1,584億円並びに27年度における借入金の償還金328,173億円を国債整理基金特別会計へ繰入として計上することとしている。

(ロ)　「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平11法17）に基づき、地方特例交付金の財源に充てるため、歳入については、一般会計から地方特例交付金1,233億円を受け入れ、歳出については、28年度分の地方公共団体に交付する地方特例交付金として1,233億円を計上することとしている。

(ハ)　「道路交通法」（昭35法105）に基づき、地方の道路交通安全施設の設置等の財源に充てるため、歳入については、交通反則者納金の収入を一般会計より受け入れ、歳出については、一定の基準により都道府県及び市町村（特別区を含む。）に交付する交通安全対策特別交付金等を計上することとしている。

(ニ)　地方揮発油税の収入を受け入れ、「地方揮発油譲与税法」（昭30法113）に基づき、地方揮発油譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村（特別区を含む。）に譲与することとしている。

(ホ)　石油ガス税の収入の２分の１に相当する額を受け入れ、「石油ガス譲与税法」（昭40法157）に基づき、石油ガス譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び「道路法」（昭27法180）第７条第３項に規定する指定市に譲与することとしている。

(ヘ)　自動車重量税の収入の1,000分の407に相当する額を受け入れ、「自動車重量譲与税法」（昭46法90）に基づき、自動車重量譲与税譲与金として、一定の基準により市町村（特別区を含む。）に譲与することとしている。